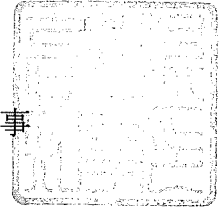


4 高都計第 371 号

令和 5 年 1 月 13 日

高知県都市計画審議会会長 様

高知県知事



高知広域都市計画区域における建築基準法第 51 条ただし書きによる  
産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断について

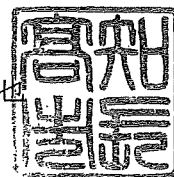
このことについて、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により特定行政庁が許可する  
場合、都市計画審議会において敷地の位置が都市計画上支障がない旨の議を経る必要  
がありますので、別紙のとおり審議会に付議します。



4 重建指第 103 号  
令和 4 年 12 月 16 日

高知県知事 濱田 省司 様

特定行政庁  
高知市長 岡 崎 誠 也



産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（付議）

うえのことについて、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により、特定行政庁が許可する  
場合、都道府県都市計画審議会において、都市計画上支障がない旨の議を経る必要があ  
りますので、別紙のとおり高知県都市計画審議会へ付議をお願いします。

なお、本計画は高知市の都市計画上、支障はないものと考えます。

## 産業廃棄物処理施設（建築基準法第51条第1項ただし書き規定による許可申請）の敷地の位置について

申請者氏名	有限会社リビルト竹内 代表取締役 竹内 正卓
申請者住所	高知市仁井田新港 4706-13
敷地の位置	高知市仁井田字新港 4706 番地 13, 14（市街化区域内）
敷地面積	5,880.39 m <sup>2</sup>
主要用途	産業廃棄物処理施設

## 申請理由

申請者は、産業廃棄物の中間処理（廃タイヤの切断）を行っている事業者である。石油の価格高騰などを背景に廃棄物を熱原料として使用するサーマルリサイクルの理解が進み、熱効率熱量が高い廃タイヤは、燃料として注目されているため、SDGsの観点からも今後需要増加が考えられる。

破砕機導入により、事業拡大を図るため。

## 申請施設の概要

設置場所	高知市仁井田字新港 4706 番地 13, 14
処理施設の種類	廃プラスチック類、金属くず 以上2種類（廃タイヤに限る）施設（1基）
処理施設の方式	一軸破砕方式
施設の処理能力	破砕 12 t/日（1.5t/時間）
産業廃棄物処理施設設置許可	許可年月日 令和4年10月11日 許可番号 4重廃対第53号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定に基づく

位置図（高知広域都市計画区域）



敷地の位置：高知市仁井田字新港 4706 番地 13, 14  
(市街化区域内)